

入 札 説 明 書

「日本博事務局委託費及び補助金精算並びに申請業務等に係る労働者派遣（令和８年２月～令和８年４月）」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 令和７年１０月２０日

２．契約担当役等

契約担当役

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 長谷川 眞理子

３．調達概要

- （１）件 名 日本博事務局委託費及び補助金精算並びに申請業務等に係る労働者派遣
（令和８年２月～令和８年４月）
- （２）履行場所 東京都千代田区隼町４番１号（独立行政法人日本芸術文化振興会日本博事務局）
- （３）概 要 別紙仕様書のとおり。
- （４）履行期間 令和８年２月２日（月）から令和８年４月３０日（木）まで

４．競争参加資格

- （１）独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第１６条及び第１７条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （２）独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和７年度の「役務の提供等」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- （３）会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から競争執行の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる

者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の許可を受けている者であること。

(7) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、情報セキュリティマネジメントシステム【JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)】認証又はプライバシーマークを取得済であること。

(8) 厚生労働省が実施する優良派遣事業者認定制度の優良派遣事業者認定を受けている者であること。

(9) 入札に参加する時点で、労働者災害補償保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないこと。ただし、厚生年金保険・健康保険又は船員保険についての証明期間は、令和6年9月分から令和7年8月分までの1年間分とする。

(10) 過去3年間に、所管労働局より、労働者派遣事業停止命令を受けていないこと。

(11) 本件調達の提供に係る迅速なアフターケアサービス等の体制が整備され、かつ契約を履行するための体制（個人情報保護に関する措置を含む。）を有すると契約担当役が判断した者であること。

(12) 東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

5. 担当部課及び担当者

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係

担当者 吉田

電話 050-1754-5981（直通）

6. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当役から競争参加資格の

有無について確認を受けなければならない。

上記4.（2）の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4.（1）及び（3）から（13）までに掲げる事項を満たしているときは、競争執行時において上記4.（2）に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、競争執行時において上記4.（2）に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間

令和7年10月20日（月）から令和7年11月11日（火）までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時まで。

②提出先

上記5. に同じ。

③提出方法

提出先に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

（2）申請書は、別記様式1により作成すること。

（3）資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

①一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し

②労働者派遣事業許可証の写し

③【J I S Q 2 7 0 0 1（I S O／I E C 2 7 0 0 1）】認証登録証又はプライバシーマーク登録証の写し

④優良派遣事業者認定証の写し

⑤最新の労働者災害補償保険・雇用保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないことを証明する書類（参考書式1参照）

⑥厚生年金保険・健康保険又は船員保険の未加入及びこれらに係る保険料の未納がないことを証明する書類の原本又は写し（参考書式2参照）。ただし、証明期間は令和6年9月分から令和7年8月分までの1年間分とする。

⑦東京都、千葉県、埼玉県又は神奈川県に本店、支店又は営業所が所在することを証明する会社案内等の印刷物等

⑧契約を履行するための体制について記載した書面

本件契約を履行するための、労働者の選抜から契約期間終了後の措置までの業務フローを作成すること。また、作成した業務フローを任意のフェーズに分けた

上で、フェーズ毎の履行体制及び履行方法について、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成１１年労働省告示第１３７号）を踏まえた上で具体的に記載すること。迅速なアフターケアサービスの体制や方法にも言及すること。様式は任意とする。

⑨誓約書（別記様式２）

（４）競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

（５）その他

①申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約担当役は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書及び資料は、返却しない。

④提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤申請書及び資料に関する問合せ先

上記５．に同じ。

７．質問について

（１）期 限：令和７年１１月１０日（月）午後５時

（２）仕様に関する質問は、財務部契約課契約係にて文書（別記様式３）で受け付ける。

電子メール又はＦＡＸにより提出すること。

電子メール keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jp

ＦＡＸ番号 ０５０－３３８５－３２３３

なお、提出後５．の担当者に対して電話により到達確認を行うこと。

質問に対する回答は、振興会のホームページ上で公開するので各自確認すること。

８．競争執行の日時及び場所

（１）日 時：令和７年１１月１８日（火）午前１１時

（２）場 所：東京都千代田区隼町４番１号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館３階 第５会議室

※遅刻の場合は、入札に参加できない。

９．入札方法

（１）入札書は必ず封筒に入れ、その表面に入札件名と競争参加者の氏名（法人の場合は商号又は名称）を記し封印すること。

（２）入札価格は予定総価（消費税抜き）とするので、入札書の（ａ）欄には単価（消費

税抜き。振興会の規定する正規の勤務時間（7時間45分）に対する1時間当たりの単価とする。）を、（b）欄には（a）の金額に契約期間中の予定数量を乗じた金額を記載し、「入札金額」欄には（b）欄の金額（1円未満切捨て）を記載すること。

- （3）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約は（a）欄に記載された単価（消費税抜き）で行う。

- （4）派遣労働者を休日又は時間外に就業させた場合等には、下記のとおり割増派遣料（1円未満切捨て）を支払うものとする。

- ・振興会が指定する休日以外の労働時間が所定の時間を超えた場合は、振興会の規定する正規の勤務時間（7時間45分）までは割増しなしの単価とし、正規の勤務時間を越えた超過勤務時間は単価を25%割増す。
- ・休日の勤務時間は単価を35%割増す。
- ・午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命ずる場合には単価を25%割増す。
- ・就業時間外勤務が生じる場合には、派遣元事業者における時間外労働・休日労働に関する協定書の延長可能時間数を限度とする。

10. 入札保証金及び契約保証金 免除

11. 入札の無効

- （1）入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、本入札説明書及び独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに郵便による入札、電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- （2）上記4.（13）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- （3）契約担当役により競争参加資格のある旨確認された者であっても、競争執行の時に

において上記 4. に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

1 2. 落札者の決定方法

- (1) 本件の役務を提供できると契約担当役が判断した入札者のうち、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第 6 条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

1 3. 競争入札の延期又は廃止

- (1) 競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、直ちに公正入札調査委員会を開催し、入札を延期し、又はこれを廃止する。
- (2) 談合情報があった場合、振興会は直ちに公正取引委員会へ通報するものとする。
- (3) 本件に関し振興会が入札に参加しようとする者全員に事情聴取を行う場合は、協力すること。

1 4. 契約書作成の要否

要する。契約内容は落札後の協議とする。

1 5. 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5. に同じ。

1 6. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別紙独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書を熟読し、競争入札参加者注意書を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに独立行政法人日本芸術文化振興会における契約に係る取引停止等の取扱基準（以下「取引停止基準」という。）に基づく取引停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停

止基準に基づく取引停止を行うものとする。

- (5) 会社の登記上の所在地と、入札書及び委任状等に記す現行の所在地が異なる場合、登記上の所在地と現行の所在地が併記されている等、登記上の法人が入札書及び委任状等を提出する法人と同一であることを証明することができる書類の写しを併せて提出すること。
- (6) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (7) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ＞調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）
- (8) 本入札説明書の別記様式1、別記様式2、入札書及び委任状の押印は省略することができる。ただし、その場合、書類上の「本件責任者及び担当者」に氏名及び連絡先を記載すること。
- (9) その他、入札、契約に関する詳細は、「独立行政法人日本芸術文化振興会競争入札参加者注意書」による。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会

理事長 長谷川 真理子 殿

住 所

商号又は名称

代表者役職及び氏名

令和7年10月20日付で公告のありました「日本博事務局委託費及び補助金精算並びに申請業務等に係る労働者派遣（令和8年2月～令和8年4月）」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当する者でないこと、更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと、取引停止又は指名停止を受けていないこと、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記6.(3)①に定める一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し
2. 入札説明書 記6.(3)②に定める労働者派遣事業許可証の写し
3. 入札説明書 記6.(3)③に定める【JIS Q 27001 (ISO/IEC 27001)】
認証登録証又はプライバシーマーク登録証の写し
4. 入札説明書 記6.(3)④に定める優良派遣事業者認定証の写し
5. 入札説明書 記6.(3)⑤に定める証明書類の原本又は写し（参考書式1参照）
6. 入札説明書 記6.(3)⑥に定める証明書類の原本又は写し（参考書式2参照）
7. 入札説明書 記6.(3)⑦に定める会社案内等の印刷物等
8. 入札説明書 記6.(3)⑧に定める契約を履行するための体制について記載した書面
（任意様式）
9. 入札説明書 記6.(3)⑨に定める誓約書（別記様式2）

以上

（押印を省略するときは下記に記載すること）

本件責任者（氏 名）：_____

担当者（氏 名）：_____

責任者連絡先（電話番号）：_____

担当者連絡先（電話番号）：_____

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、以下の各号に掲げる反社会的勢力への対応に関する規程（独立行政法人日本芸術文化振興会規程第 4 1 7 号）第 2 条第 1 項のいずれかに該当する者（以下、反社会的勢力という。）であるとき。
- 1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。）
 - 2) 暴力団員（暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - 3) 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。以下同じ。）
 - 4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。以下同じ）
 - 5) 総会屋
 - 6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。以下同じ）
 - 7) 特殊知能暴力集団（前六号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
 - 8) その他前各号に準ずる者。
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしたとき。
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 真理子 殿
〔住 所〕

（押印を省略する場合は下記に記載すること）

〔商号又は名称〕

本件責任者（氏名）

〔代表者役職及び氏名〕

担 当 者（氏名）

責任者連絡先（電話番号）：

担当者連絡先（電話番号）：

※ 個人の場合は、氏名欄の下に生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日を記載した資料を添付すること。

別記様式 2

(別紙)

役員等名簿

商号又は名称			
役 職 名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	備 考
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	
	()	年 月 日	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

質問書

独立行政法人日本芸術文化振興会
理 事 長 長谷川 眞理子 殿

質問者

【 住 所 】
【 商 号 又 は 名 称 】
【代表者役職及び氏名】

【担当部署・担当者名】
【 担 当 者 連 絡 先 】 TEL :
 Mail :

件 名 日本博事務局委託費及び補助金精算並びに申請業務等に係る労働者派遣
 (令和8年2月～令和8年4月)

以下の内容について御回答ください。

No.	該当箇所 資料名・頁・項目	質問事項

労働保険料等納入証明書（証明願）

令和 年 月 日

労働保険特別会計
歳入徴収官
労働局長 殿

所在地

事業場名称

事業主氏名

労働保険番号	都道府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号	

【 人札参加資格・経営事項審査・特定技能外国人関係申請

領収証書紛失・助成金申請・その他（ ）】

のため必要がありますので、労働保険料等（納期限後のもの）に未納がない
ことについて証明願います。

本日現在、労働保険料等（納期限後のもの）に未納がないことを証明します。

令和 年 月 日

労働保険特別会計
歳入徴収官
労働局長

届書コード			届書
6	8	0	

決 裁	年 月 日		
所 長	副 所 長	課 長	担 当 者

社会保険料納入証明申請書

1. 申請者			
①事業所整理記号		②事業所番号 (告知番号)	
(船舶所有者整理記号)			
郡市区	記 号		

2. 申請事由

3. 証明書の請求枚数

枚

4. 証明事項等			
③証明対象期間	④出力区分	⑤証明範囲区分	※⑦ 猶予証明 有無
令和 6 年 9 月分から	一括用のみ 0	保険料のみ 0	1
	明細のみ 1		
令和 7 年 8 月分まで	一括用及び明細 2	延滞金含む 1	

送 信

※④「出力区分」欄の「明細のみ」及び「一括用及び明細」を選んだ場合の明細の納入証明書には、延滞金の納入額は出力されません。
※⑦「猶予証明有無」欄は記入しないでください。

上記の期間について、納入証明書を発行願います。

年 月 日

事業所所在地
(船舶所有者住所)
事業所名称

事業主氏名
(船舶所有者氏名)
電話番号

委任欄	
私、上記申請者は社会保険料納入証明書の交付申請及び受領について、 下記の者に委任します。	
.....	
受 任 者 氏 名	
受 任 者 住 所	
委 任 者 と の 関 係	